

# 定期試験当日の電車遅延について

〈試験当日は不測の事態に備え、余裕をもって登校しましょう。〉

もし、試験当日に電車の遅延にあった場合は、以下の要領で対応してください。

試験日に大学へ向かう際、30分を越える電車の遅延により遅刻をする場合は、必ず当該試験日当日に駅で遅延証明書を受け取り、下記の手続きをしてください。

## 〈遅延証明書について〉

- ・遅延証明書を受領する際は、日付・時間等の必要項目が記入されているか確認してください。
- ・大学から駅に記載内容の確認をすることがありますので、自分で記入せず、必ず駅員の方に記入してもらってください。

## 〈試験開始後30分以内に到着した場合〉

- ・試験教室に向かってください。遅刻は試験開始後30分までしか認められません。
- ・試験時間の保障を希望する場合は、遅延証明書を提示のうえ、試験監督に申し出てください。
- ・遅刻理由が本人の責によるものは、試験時間の保障は認められません。そのまま受験してください。

## 〈試験開始後30分を越えて到着した場合〉

- ・遅延証明書を持って、登校後すぐに、東館2階体育館の試験実施本部に来てください。実施本部への到着時間等を確認し、試験時間の保障を認めることがあります。
- ・遅刻理由が本人の責によるものは、試験時間の保障は認められません。試験受験不可となります。

## 〈注意事項〉

- ・自宅以外(大学に登録してある住所以外)より登校した場合、電車遅延による遅刻をしても、試験時間の保障は認められません。(通学定期券の区間外、学生証裏面に記載されている通学区間外の遅延についても認められませんので、ご注意ください。学生証裏面の通学区間は、必ず記載しておいてください。)
- ・遅れた時間以上の遅延証明でなければ、試験時間の保障は認められません。初めから遅刻入室を想定して登校した場合は、認められません。
- ・渋滞等によるバスの遅延は、対象外です。

以上

法政大学理工学部担当・生命科学部担当